

# リンクと送信可能化行為

会員 野口 明生

## 要 約

インラインリンクと直リンクは、一般に同一のものと理解されている。まず、このインラインリンク（直リンク）に関する著作権侵害が問題となった2つの事例を題材にして、インラインリンクの著作権侵害が問題となる場面には、異なる態様のものが含まれていることを示す。このことは、インラインリンクであるか否かのみに基づいて著作権侵害の成否を議論することが適切ではないことを意味する。そこで、リンク（インラインに限らない）に含まれる異なる態様を分離するために、ファイルログ事件で認定された送信可能化行為とリンクを設定する行為との相違点について検討し、まねき TV 最高裁判決が示した送信可能化行為の主体の認定方法との関係についても検証する。

## 目次

1. はじめに
2. リツイート事件の概要
3. キュレーションサイト問題の概要
4. 2つの事案の比較
5. 送信可能化行為の定義
6. ファイルログ事件との相違点
7. 送信可能化行為の柱書要件
8. 行為主体の問題
9. おわりに（まとめ）

## 1. はじめに

東京地判平成 28 年 9 月 15 日（平成 27 年（ワ）第 17928 号）[リツイート事件] は、著作権を侵害する画像のツイートをリツイートする行為の著作権侵害を否定し、その判断の根拠として、リツイートがインラインリンクの自動設定によって行われることを指摘している。

一方、画像の直リンクの著作権侵害性が議論となった問題として、DeNA 社のキュレーションサイト問題が知られている。画像の直リンクに関する批判は多かったものの、DeNA 社が公表した第三者委員会調査報告書では、直リンクは、著作権侵害ではなく、倫理上の問題であると整理されることになった。

ところで、上記リツイート事件の判決と DeNA 社の第三者委員会調査報告書が採用したインラインリンク（直リンク）の定義は同義のものである。それにも拘らず、一方は大きな批判を浴び、社会問題にもなっ

た。このことは、同じインラインリンクの定義の中にも、社会通念上区別された態様が含まれているからに他ならない。

本稿は、インラインリンクに限らず一般論としてのリンクを設定する行為を対象とし、これらに含まれる異なる態様を法律的にも分離することを試みる。その過程で、リンクを設定する行為と、ファイルログ事件で認定された送信可能化行為との相違点について検討する。さらに、まねき TV 最高裁判決が示した送信可能化行為の主体の認定方法との関係についても検証する。

## 2. リツイート事件の概要

本件は、氏名不詳者によって原告(写真家)の著作物である「本件写真」をツイッター(twitter)に無断で用いられたことに関し、被告会社に対して、当該氏名不詳者らの発信者情報の開示を求めた事件である。プロバイダ責任制限法 4 条 1 項 1 号に基づき発信者情報の開示請求をするためには、開示請求者の権利が侵害（本件では著作権侵害）されたことが明らかである必要があることから、その争点の一部に「著作権を侵害するツイートをリツイートした場合における当該リツイート行為が著作権侵害となるか否か」が含まれることになった。これを、本稿のテーマである送信可能化行為に関係する部分のみ紹介する。

### (1) 事実概要

判決によれば「リツイートとは、第三者のツイート

について自己のタイムラインに表示させたり自己のフォロワーにリツイートをしたと知らせたりすることによって、当該第三者のツイートを紹介ないし引用することをいう。」とされる(判決文 前提事実(3)ウ)。

ここで、判決における「本件アカウント2」を「アカウントA」とし、「本件アカウント3~5」を「アカウントB」と表記すると、争点となったのは図1のような場面である。

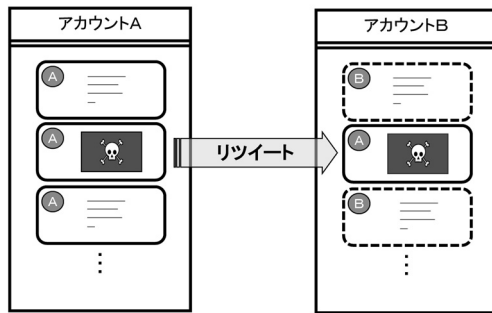


図1

アカウントAは、原告に無断で本件写真(図中ドクロ画像)の表示を含むツイートを行い、これにより、アカウントAのタイムラインに本件写真が表示されるようになる。なお、アカウントAによる当該行為が著作権侵害を構成する点に関しては当事者間に争いがない。

一方、アカウントBは、アカウントAの本件写真の表示を含むツイートをリツイートし、これにより、アカウントBのタイムラインにも本件写真が表示されるようになる。問題となったのは、このアカウントBのリツイート行為が著作権侵害となるか否かである。

## (2) 裁判所の判断抜粋

上記リツイート行為における送信可能化に関する裁判所の判断の抜粋は以下の通り。

「本件写真の画像が本件アカウント3~5のタイムラインに表示されるのは、本件リツイート行為により同タイムラインのURLにリンク先である流通情報2(2)のURLへのインラインリンクが自動的に設定され、同URLからユーザーのパソコン等の端末に直接画像ファイルのデータが送信されるためである。すなわち、流通情報3~5の各URLに流通情報2(2)のデータは一切送信されず、同URLからユーザーの端末への同データの送信も行われなから、本件リツイート行為は、それ自体として上記データを送信し、又はこれを送信可能化するものでなく、公衆送信(著作権法2条1項7号の2、9号の4及び9号の5、23条1項)

に当たるとはしないと解すべきである。」(判決文 当裁判所判断2(1))

「本件写真の画像ファイルをツイッターのサーバーに入力し、これを公衆送信し得る状態を作出したのは本件アカウント2の使用者であるから、上記送信の主体は同人であるとみるべきものである(最三小判平成23年1月18日判決・民集65巻1号121頁参照)。(判決文 当裁判所判断2(2))

## (3) 解説

本件判決で採用されたインラインリンクの定義は以下の通りであり、この定義は、経済産業省が公表している「電子商取引及び情報財取引等に関する準則(経済産業省)」<sup>(4)</sup>にも記載されている。

「インラインリンクとは、ユーザーの操作を介することなく、リンク元のウェブページが立ち上がった時に、自動的にリンク先のウェブサイトの画面又はこれを構成するファイルが当該ユーザーの端末に送信されて、リンク先のウェブページがユーザーの端末上に自動表示されるように設定されたリンクをいう。」(判決文 前提事実(4))

また、「本件アカウント3~5の各タイムラインに本件写真が表示されるのは、本件リツイート行為により当該タイムラインのウェブページ(流通情報3~5の各URL)に本件ツイート2のツイート画像ファイル保存URL(同2のURL)へのインラインリンクが自動的に設定されるためである。」(判決文 前提事実(4))ということも認定されている。

つまり、リツイートがインラインリンクの自動設定であり、そのリンク先がアカウント2のツイート画像ファイル保存URLであることに争いはない。そして、インラインリンクの性質上、当該ツイート画像ファイルは、リンク先であるアカウント2のツイート画像ファイル保存URLから、アカウント3~5のURLを経由することなく、直接ユーザーのパソコン等の端末に送信される。その帰結として、リツイート行為自体は、画像ファイルのデータを送信せず、送信可能化するものでないと判断された。なお、主体判断の際に参照された判決は、本稿でも後に検証する、まねきTV事件最高裁判決である。

ここで後の説明のために、ツイートとリツイートにおける技術的事項について、図2を参照しながら少し詳しく解説する。なお、図2中の表記は図1と同様である。

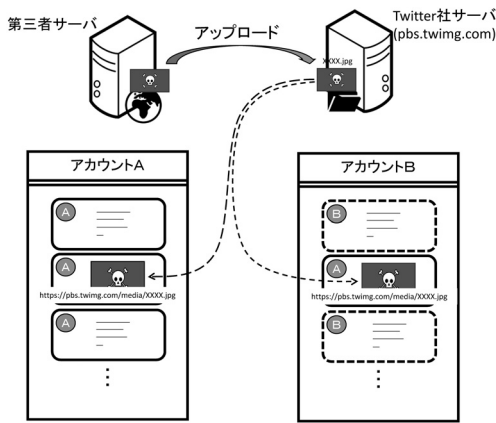


図 2

まず、アカウント A が第三者サーバで公開されていた本件画像をツイートした時点で、本件画像は twitter 社の画像保存サーバ(pbs.twimg.com)にアップロードされる。そして、アカウント A のタイムラインを構成する HTML ファイルには、画像保存サーバ(pbs.twimg.com)における本件画像ファイルの URL をターゲットとするインラインリンク(<img>タグ)が追加される。すると、閲覧者がアカウント A のタイムラインの HTML ファイルを読み込んだ際には、インラインリンク(<img>タグ)のリンク先である本件画像ファイルがタイムラインの一部として表示される<sup>(2)</sup>。

一方、リツイートでは、アカウント A がアップロードした画像保存サーバ(pbs.twimg.com)における本件画像ファイルの URL をターゲットとするインラインリンク(<img>タグ)がアカウント B のタイムラインを構成する HTML ファイルにそのままコピーされる。すると、アカウント A の場合と同様に、閲覧者がアカウント B のタイムラインの HTML ファイルを読み込んだ際には、インラインリンク(<img>タグ)のリンク先である本件画像ファイルがタイムラインの一部として表示される。なお、インラインリンク(<img>タグ)のリンク先は、アカウント A が本件画像ファイルをアップロードした際の URL であり、アカウント B 自身はアップロード行為をすることはない。

### 3. キュレーションサイト問題の概要

同様に、インラインリンクの著作権侵害が議論になった事例として、キュレーションサイト問題がある。この事例は裁判によって争われた事例ではないので、DeNA 社が公表した「第三者委員会調査報告書」<sup>(3)</sup>の記載を参照しながら、この問題を検討する。

#### (1) 直リンクの定義

ただし、上記調査報告書では、「インラインリンク」という言い方ではなく、「直リンク」という表現をしているので注意が必要である。報告書では、以下のように、画像使用態様が分類されている。

「具体的な類型としては、まず、画像の使用態様により、①サーバ保存と②直リンク方式に大きく分類した。このうち①サーバ保存とは、画像をウェブサイトのサーバに複製し、保存する行為をいう。他方、ここでいう②直リンク方式とは、リンク先のウェブサイトの一部にリンク元のウェブサイトの画像等を表示するものであり、リンク先のウェブサイトをダウンロードすると、ユーザーの行為は何ら要せず、自動的にリンク元の画像等が表示されるものをいう。」(報告書 43 頁)

上記定義から解るように、上記調査報告書で採用した「直リンク」の定義と、リツイート事件の判決が採用した「インラインリンク」とでは、「リンク先」と「リンク元」の関係が逆になっているものの、実質的に同義であるといえる。図 3 は、上記定義に従った①サーバ保存方式と②直リンク方式とを図示したものである。

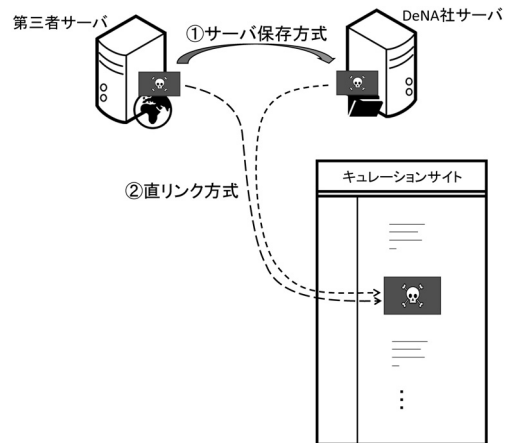


図 3

#### (2) 直リンク化処理

DeNA 社が運営していたキュレーションサイトは、別の会社から買収したものであるが、その買収交渉の段階から、著作権法違反に関する懸念が提起されていた。そして、この著作権法違反のリスクに対応するために行われたのが「直リンク化処理」である。この経営判断に関して第三者委員会調査報告書は以下の点を認定している。

「問題のある画像については、許諾を得た画像へと差し替えるか、直リンク方式へと変更することになっ



た。なお、直リンク方式とすることによって、著作権法違反とならないかについては、確定した最高裁判例などは存在しておらず、DeNAにおいても、直リンク方式に変更することで、著作権侵害の問題を完全に解決できるとまでは考えていなかった。この点、DeNAにおいては、直リンク方式とすることで著作権法違反のリスクを完全に払拭できなくとも、少なくとも「黒」ではない状態になれば、事業に乗り出してもよいという判断をした。」(報告書 56 頁)

そして、この直リンク化処理の結果、画像のリンク元のウェブサイトのサーバにトラフィックが集中してしまい、第三者サーバをダウンさせてしまう事態も発生してしまうことになる。

### (3) 第三者委員会の判断

上記のように、キュレーションサイト問題は、サーバ保存方式は著作権法違反であっても、直リンク方式は少なくとも「黒」ではないという見解を信じてしまったが故に経営判断を誤ってしまったという側面もある。

これにも拘わらず、第三者委員会は「②直リンク方式の画像については、サーバー上での行為も含め複製行為や公衆送信が想定されないことから複製権侵害や公衆送信権侵害の問題は生じないという見解も有力であり、本報告書においても著作権法違反の可能性ありとは判断しなかった。」とし、経営判断を誤らせた見解を肯定するものになってしまった。

第三者委員会は、その判断の根拠として、上記②直リンクの定義の出典である「インターネットと著作権[佐野信]」の記載<sup>(4)</sup>、および、インラインリンクの定義の出典である「電子商取引及び情報財取引等に関する準則(経済産業省)」の記載<sup>(5)</sup>を指摘している。判断の根拠として引用された文献からも解るように、第三者委員会は「インラインリンク」と「直リンク」が単に言葉の違いに過ぎないと理解したのだろう。

なお、第三者委員会が判断の根拠とした見解は、リツイート事件における判決が採用した見解と共通している。この有力とされている見解を簡単にまとめると、「リンク先の画像等コンテンツのデータは、リンク元のウェブサイトのサーバに送信されるわけではなく蓄積もされることもことなく、リンク先のサーバから直接送信されるのだから、複製権、自動公衆送信権、送信可能化権を侵害するとはいえない」となるだろう(同見解を採用する判決としてロケットニュース 24 事

件<sup>(6)</sup>もある)。しかしながら、後述するファイルロード事件との関係を考えて、「リンク先の画像等コンテンツのデータがリンク先のサーバから直接送信される」こと自体は、送信可能化権の侵害を否定する根拠としては不十分であるように思われる。

## 4. 2つの事案の比較

ところで、図2と図3を見比べると、リツイート事件で問題となったリツイートと、キュレーションサイトで問題となった直リンクとでは、画像の使用態様が大きく異なることが解る。キュレーションサイト問題の第三者委員会調査報告書における定義に従えば、リツイートは(そしてツイートも)、①サーバ保存方式に属する使用態様となってしまうだろう。

ここで注意すべきは、リツイートがインラインリンクを使用していること自体は間違いのないことだ。これは単に、①サーバ保存方式の画像の使用態様においても、純粋な技術としてのインラインリンクが用いられているだけのことである。問題は、インラインリンクの使用態様の中に異なる性質のものが含まれていることなのだろう。

そもそもインラインリンクは技術的観点からの分類に過ぎないのだから、これが善悪の分別に整合することを期待すべきではない。それにも拘わらず、インラインリンクであるか否かを根拠として法的判断をすれば、本来禁止されるべき行為に潜脱を許すことにもなってしまう。

そこで、以下ではインラインリンクに含まれる異なる態様を法的観点から分離することを試みる。なお、ここからはインラインリンクに限らず、通常のリンク(ハイパーリンク)を含めて検討してみたい。

## 5. 送信可能化行為の定義

ここで、送信可能化行為の定義について確認すると、2つに類型されて規定されていることが解る。

[2条1項9号の4]

**自動公衆送信** 公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うものをいう。

[2条1項9号の5]

**送信可能化** 次のいずれかに掲げる行為により自動公衆送信し得るようにすることをいう。

イ 公衆の用に供されている電気通信回線に接続し

ている自動公衆送信装置（…）の公衆送信用記録媒体に情報を記録し、情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体として加え、若しくは情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に変換し、又は当該自動公衆送信装置に情報を入力すること。

ロ その公衆送信用記録媒体に情報が記録され、又は当該自動公衆送信装置に情報が入力されている自動公衆送信装置について、公衆の用に供されている電気通信回線への接続（配線、自動公衆送信装置の始動、送信用プログラムの起動その他の一連の行為により行われる場合には、当該一連の行為のうち最後のものをいう。）を行うこと。

上記2条1項9号の5の記載から解るように、送信可能化行為の候補は、同号イに4つの行為（以下これを「イ型行為」という。）が規定され、同号ロに1つの行為（以下これを「ロ型行為」という。）が規定されている。候補として5つの行為を列挙するのであれば、同列に記載することも可能であったろうが、実際はそうしなかったのには理由がある。

イ型行為とロ型行為は、大きく性質が異なる行為であり、このイ型行為とロ型行為の違いを簡単に説明すると、図4のように自動公衆送信装置の前後の行為として分類されているといえるだろう。

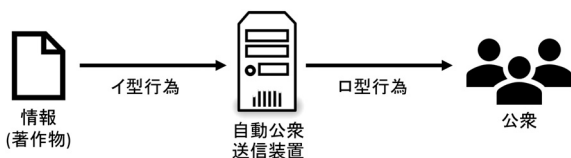


図4

ここで問いたいのは、リンクを設定する行為が送信可能化行為に該当し得るとするならば、イ型行為とロ型行為のどちらが適切なのだろうかということだ。リンクを設定する行為は、自動公衆送信装置と公衆が用いる端末との間の技術に関するのだから、素直に考えるなら、該当し得るならロ型行為となるはずだ。

この点、リツイート事件の判決は、弁論主義的側面も大きいですが、アカウント2の使用者がイ型行為の主体であることを認定することをもって、アカウント3~5の使用者が送信の主体でないという結論を導いてしまった<sup>7)</sup>。少なくとも条文の記載は「次のいずれかに掲げる行為により」となっている以上、アカウント3~5におけるロ型行為の該当性についても検討が必

要だったのではないだろうか。

## 6. ファイルログ事件との相違点

ここで、ロ型行為が認定された裁判例として、ファイルログ事件第1審中間判決<sup>8)</sup>を検討する。この事件は、いわゆるハイブリッド型P2Pのファイル共有サービスにおいて、規範的利用主体論を適用した事例として知られているが、ここで着目すべきは、その前提として、送信者（送信する側の一般利用者）の行為がロ型の送信可能化行為であると認定されている点である。

### (1) ファイルログ事件の概要

上記同号ロの括弧書きからも解るように、同号ロが規定する「接続」は、単に物理的または電氣的な接続のみならず、通信接続なども含み得るものである。当該中間判決は「送信者が本件クライアントソフトを起動し、接続ボタンをクリックして被告サーバに接続すると（…）、共有フォルダに蔵置した電子ファイルのファイル情報（ファイル名、フォルダ名、ファイルサイズ及びユーザーID）並びにIPアドレス及びポート番号（…）に関する情報（…）が被告サーバに送信される。」「（受信者）は、本件クライアントソフトを起動して被告サーバに接続し、キーワードとファイル形式によって、被告サーバに対して、希望する電子ファイルの検索の指示を送信すると、被告サーバから、被告サーバに接続している他の利用者のパソコンの共有フォルダ内の上記指示に沿った電子ファイルに関する情報（ファイル名、ファイルパス名、ユーザーID、IPアドレス及びポート番号等）が送信される。」（判決文前提事実（3））という事実を認定した（図5参照）。

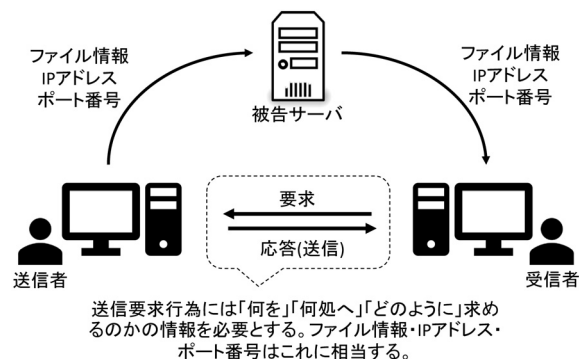


図5

そして上記前提事実から、当該中間判決は「送信者が、電子ファイルをパソコンの共有フォルダに蔵置して、本件クライアントソフトを起動して被告サーバに接続すると、送信者のパソコンは、被告サーバにパソ

コンを接続させている受信者からの求めに応じ、自動的に上記電子ファイルを送信し得る状態となる。」「したがって、電子ファイルを共有フォルダに蔵置したまま被告サーバに接続して上記状態に至った送信者のパソコンは、被告サーバと一体となって情報の記録された自動公衆送信装置（法2条1項9号の5イ）に当たるといことができ、また、その時点で、公衆の用に供されている電気通信回線への接続がされ、当該電子ファイルの送信可能化（同号口）がされたものと解することができる。」（判決文 当裁判所判断1(1)イ(ア)）という結論を導いている。

つまり、被告サーバを経由しているものの、送信者が受信者にファイル情報並びにIPアドレス及びポート番号に関する情報を送信することによって、「受信者からの求めに応じ、自動的に上記電子ファイルを送信し得る状態となる」とし、このことをもって、「当該電子ファイルの送信可能化（同号口）がされた」としたのである。

ここで注意したいのは、ファイル情報等は、被告サーバを経由しているものの、電子ファイル自体は、送信者から受信者に直接送信されることである。これがハイブリッド型P2Pの特徴であり、電子ファイルのアップロード行為（イ型行為）が介在しないので、ロ型行為の認定をしなければ送信可能化権の侵害は成立し得ない事案だった。

## （2）比較

ここで、リンクの設定において用いられるURLの役割との比較をすると、ファイルログ事件におけるファイル情報並びにIPアドレス及びポート番号の役割とほぼ同値であることが解る。URLは、「何を」「何処へ」「どのように」求めるのかの情報を与えていると説明されることもあり、これは送信要求行為の前提となる情報である（図6参照）。

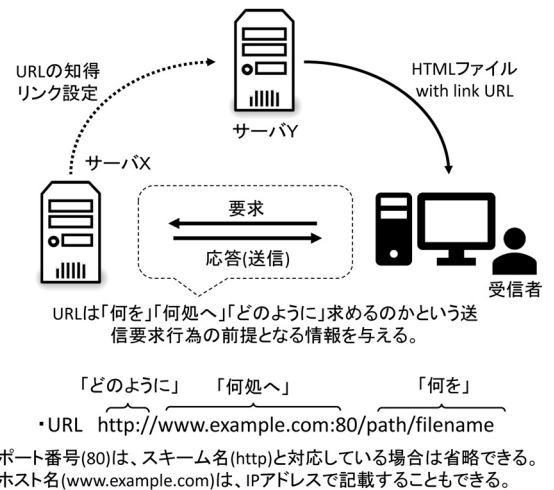


図6

リンクを介した送受信では、最初に、サーバXに蔵置された画像等コンテンツのURLが何らかの形で取得され、サーバYに蔵置されたHTMLファイルにおけるリンク先として記載される。すると、受信者がサーバBからリンク情報を含むHTMLファイルを受信した際に、インラインリンクでは自動的に、ハイパーリンクではクリックを契機として、サーバXに蔵置された画像等コンテンツが要求され、その応答として、当該画像等コンテンツのデータが送信されることになる。インラインリンクとハイパーリンクでは自動か否かの違いはあるもの、送信要求行為のためにURLが用いられていることに違いはない。

インターネット上の通信接続は、標準化された汎用プロトコルによって実現されているが、これを用いて公衆からの求めに応じ自動的に公衆送信し得るようになるには、その前提として「何を」「何処へ」「どのように」要求すればよいのかを公衆に提供する必要がある。ファイルログ事件におけるファイル情報等や、リンクの設定におけるURLは、公衆が送信要求行為の前提情報を提供することに相当し、行為主体の問題などを除いた純粋な技術的事実としては、同号口括弧書が定める「接続」における「一連の行為のうち最後のもの」に該当するに十分な行為と言えらう。

ただし、送信要求行為の前提となる情報を提供する行為が同号口括弧書の「最後のもの」であるか否かの結論は、ここでは述べて、主体の問題と共に後述する。この問題は、送信要求行為が「一連の行為のうち」に含まれるか否かに密接であり、含まれないのであれば、送信要求行為の前提となる情報を提供する行為が同号口括弧書の「最後のもの」となるだろう。

また、リンクを設定する行為とファイルログ事件



との間には、大きな相違点も残っている。それは、ファイルログ事件では、P2P技術が用いられていたためアップロード行為（イ型行為）が存在していなかったのに対し、リンクを設定する行為に関しては、アップロード行為（イ型行為）も別に存在している点である。しかも、争いが生じる場合の多くが、リンクを設定する行為とアップロード行為が別の者によってなされるという特徴がある。

## 7. 送信可能化行為の柱書要件

リンクを設定する行為がロ型行為に該当するとしても、ロ型行為が直ちに送信可能化行為に該当する訳ではない。同号柱書にあるように、その行為により「自動公衆送信し得るようにする」ものでなければならないからだ。このことは、立法制定者の解説<sup>(9)</sup>にも述べられていると共に、裁判例<sup>(10)</sup>でも指摘されていることである。

一方、前記したように、リンクを設定する行為（ロ型行為）には、これとは別にアップロード行為（イ型行為）が存在している。送信可能化行為自体は、イ型行為またはロ型行為のいずれかであっても、柱書が要件として機能している以上、イ型行為の態様によっては、柱書の要件を介して、ロ型行為の違法性に影響を及ぼすこともあると考えるべきであろう。

ここで、柱書の要件については、以下の2つの立場が考えられるだろう。

- A 説：**全く自動公衆送信し得ない状態から「自動公衆送信し得るようにする」ことを要する。
  - B 説：**既に自動公衆送信し得る状態にあっても、これとは別に新たに「自動公衆送信し得るようにする」と評価できれば十分とする<sup>(11)</sup>。

そして、A 説と B 説で大きな違いを生じさせるのは、正当権利者がイ型行為を行っている場合であり、世間一般でいうところの「直リンク」の問題の本質はそこにあるといえる。

### (1) 直リンク問題の本質

前記したように、キュレーションサイト問題における第三者調査委員会報告書では、「直リンク」と「インラインリンク」を同義のものとして問題点を整理している。しかしながら、世間一般でいうところの「直リンク」は、「インラインリンク」よりも狭い意味で用い

られているはずだ。そもそも、「サーバ保存方式」であっても純粹技術的な「インラインリンク」が用いられるのだから、「直リンク」と「インラインリンク」を同義のものとしてしまえば、「①サーバ保存方式」と「②直リンク方式」とに分ける分類自体が矛盾を含むことになる。

では、世間一般でいうところの「直リンク」とは何であるかというところ、正当権利者がアップロード（イ型行為）をした画像などのコンテンツに対して、他人がインラインリンクを設定（ロ型行為）することをいうはずだ。言い換えると、直リンクとは、正当権利者のイ型行為が作出した「自動公衆送信し得る」状態をただ乗りするロ型行為なのである。少なくとも、キュレーションサイトで問題となった直リンクは、上記のようなただ乗りが発生しているインラインリンクとなっている。

ここで少し問題を整理すると、キュレーションサイトで問題となった直リンク（ロ型行為）は、単なるインラインリンクではなく、その前段としてのイ型行為は正当権利者によって行われている。その一方で、リツイート事件におけるリツイート行為では、そもそもツイート（イ型行為）自体が違法である。つまり、同じインラインリンクの設定（ロ型行為）を行っていても、前段のイ型行為の性質が大きく異なるといえるだろう<sup>(12)</sup>。

このように、リンクを設定する行為がロ型行為に該当するとしても、その前段としてのイ型行為の性質によっては、リンクを設定する行為の善悪に関する印象も大きく影響を受ける。しかも、イ型行為者自身がロ型行為も行っており、2つのロ型行為が併存している場合もある。それらのことを踏まえた上で、柱書要件の解釈について検討する必要があるだろう。

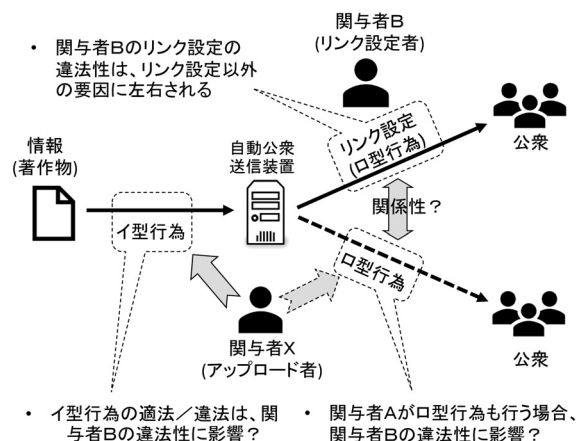


図7

まず、柱書き要件に関して A 説を採用すれば、いわゆる「直リンク」は送信可能化行為にならないことになる。正当権利者がアップロード（イ型行為）をして、既に「自動公衆送信し得る」状態が作出されているので、その後に他人がインラインリンクを設定（ロ型行為）しても、全く自動公衆送信し得ない状態から「自動公衆送信し得るようにする」ことにはならない。

そして思うに、A 説を採用することは、実質的な消尽を認めてしまうことでもあり、適切ではないだろう。著作権では、一部の支分権に消尽が認められているものの、全般的には消尽がなじまないだろうし、まして、公衆伝達権（23条2項）は公衆送信（同条1項）後の著作物に対しても権利を認めているにも拘らず、公衆送信の前段のイ型行為で後段のロ型行為の権利が消尽することを正当化するのは難しい。

そもそも、いわゆる「直リンク」は、社会一般の認識としても少なくとも倫理上（ネットマナー）の問題として理解されていることや、公衆送信以外の著作権法違反または他法の違反であるとの指摘もあるのだから、他に弊害がないのであれば B 説を採用するのが適切だろう。B 説を採用した場合、最終的には新たな自動公衆送信と評価し得るか否かで事案を切り分けることになるだろうが、著作権者が望まないような直リンクの多くは送信可能化権の侵害として処理することができるはずだ。

## （2）違法アップロードに対するインラインリンク

それでは、リツイート事件に代表されるような、違法なイ型行為によって作出された「自動公衆送信し得る」状態の画像等コンテンツに対してインラインリンクを設定するロ型行為はどのように理解すべきなのだろうか。

この場合、A 説を採用すると、イ型行為のみが違法となり、ロ型行為は違法とはならない。先述したリツイート事件における判決が、「本件写真の画像ファイルをツイッターのサーバーに入力し、これを公衆送信し得る状態を作出したのは本件アカウント2の使用者であるから、上記送信の主体は同人である」として、ツイート（イ型行為）のみを違法したのは、結果的には、A 説を採用したと理解することもできる。

しかも、この場合は A 説を採用することに利点もあると言えるだろう。違法なイ型行為によって「自動公衆送信し得る」状態が作出されたことを知らない者がロ型行為を行っても違法とはならないからだ。

しかしながら、この場合であっても B 説を採用することが適切であるように思われる。A 説を採用すれば、善意のロ型行為を違法とせずに済むが、悪意のロ型行為も違法としないことになってしまうからだ。

いわゆるリーチサイトでは、違法なアップロードによって画像等コンテンツを「自動公衆送信し得る」状態にする者がおり、これとは別の者がその「自動公衆送信し得る」状態の画像等コンテンツに対してリンクを設定する。実際には、このようなリーチサイトにおけるリンクの設定者は、違法なアップロード行為者と共同しているのだろうが、その共同の事実まで認定するのは困難であり<sup>(13)</sup>、近時問題となっていた。B 説を採用した場合、リンクを設定しなければ画像等コンテンツが自動公衆送信されることがなかったのだから<sup>(14)</sup>、これを新たな自動公衆送信であると評価して、リーチサイトにおけるリンク設定者を独立して送信可能化権の侵害に問うことができるだろう。

一方、B 説を採用した場合は、善意のロ型行為を保護し得るかの問題が残るが、これも新たな自動公衆送信であるかの評価の問題として処理すれば十分であるように思われる。

その理由は、善意の者が「自動公衆送信し得る」状態の画像等コンテンツに対するインラインリンクを設定する状況は、典型的には、インラインリンクが自動的に設定される場合（例：ツイートに対するリツイート）や、公開されたタグを用いてインラインリンクを設定する場合（例：動画サイトなどの共有タグ）などが大部分であろうからである。

このような場合、イ型行為者がロ型行為をするための手段を既に公衆に提供しているのだから、提供された当該手段を使用してロ型行為を行っても、新たに「自動公衆送信し得るようにする」とは解すべきではないだろう。既に指摘したように、URL の提供がロ型行為に該当すると解すべき理由は、「何を」「何処へ」「どのように」要求すればよいのかの情報を提供するからであり、クリック等の簡単な操作によってインラインリンクが自動的に設定される場合や共有タグの様式で公開されている状況も、「何を」「何処へ」「どのように」要求すればよいのかの情報を提供している。

また、最終的には、同号口括弧書が定める「一連の行為のうち」何処までをイ型行為者が実質的に行っていたかによって、新たに「自動公衆送信し得るようにする」のか否かを画することになるのかもしれない



が、「何を」「何処へ」「どのように」要求すればよいのかの情報が何らかの形で提供されていない状況では、たとえ正当権利者によって「自動公衆送信し得る」状態にされた画像等コンテンツであったとしても、これに対し当該権利者が望まないインラインリンクを設定すること（直リンク）は禁止されるべきであるのだから、イ型行為が違法であった否かに拘わらず、インラインリンクを設定することは慎むべきなのだ。

インターネット上には、一般ユーザーが認識しているよりも遥かに多くのインラインリンクが活用されており、一般ユーザーが気付かないうちにインラインリンクの設定に関与している<sup>(15)</sup>。そして、これらのインターネットのインフラ技術としてのインラインリンクが不測の事態で使用できなくなってしまうのは問題だとの意見もある。しかしながら、これらのインラインリンクの場合は、上記のように、新たに「自動公衆送信し得るようにする」とは評価できないように思われるし、そもそも、このようなネットインフラ技術の健全利用を確保するための議論は、同号の要件解釈として議論すべき問題ではない。

### (3) ハイパーリンクの場合

ハイパーリンクの場合は、クリックという操作を契機として送信が開始されるものの、画像等コンテンツの URL を提供することの技術的意義はファイルログ事件と同様なのだから、主体の問題を除いて考えると、法2条1項9号の5が定めるロ型行為に該当するだろう。しかしながら、ハイパーリンクを設定する行為がロ型行為に該当するとしても、やはり柱書の要件を満たさなければ、送信可能化行為には該当しない。したがって、ハイパーリンクの場合における柱書の要件も、どのように理解されるべきかの問題が同様に生じるが、結論としては、ハイパーリンクの場合も B 説を採用すべきだろう。

まず、正当権利者が「自動公衆送信し得る」状態にした画像等コンテンツに対してハイパーリンクを設定する行為は、B 説を採用しても問題ない。典型事例として、正当権利者が Web サイトを運営しており、そこで公開されている画像等コンテンツに対してハイパーリンクを設定した場合を考えると、ハイパーリンクをクリックした後に表示される表示態様は、正当権利者が運営している Web サイトで公開されている表示態様がそのまま表示されるだけなので、これは新たに「自動公衆送信し得る」ようにしたとは評価できな

いだろう。

もっとも、本来は公開していない画像等コンテンツに対してハイパーリンクを設定することも可能であるし、リンクの設定を工夫して、正当権利者が運営している Web サイトで公開されている表示態様とは異なる表示をすること（実質的なインラインリンク化）も可能であろう。そのような場合は新たに「自動公衆送信し得る」ようにしたと評価し得る余地もある。

一方、違法に「自動公衆送信し得る」状態にした画像等コンテンツに対して、違法であることを知らずにハイパーリンクを設定する行為も、通常であれば違法にならないだろう。上記のように典型事例で考えれば、違法な Web サイトであるとしても、ハイパーリンクをクリックした後に表示される表示態様は、その Web サイトにおける表示態様がそのまま表示されるので、これは新たに「自動公衆送信し得る」ようにしたとはいえない。

ただし、リーチサイトのような場合には結論が異なってくる。リーチサイトの場合、リンクを設定（ロ型行為）する者とは別に、違法なアップロード行為（イ型行為）を行う者がいるが、その者はアップロードした違法コンテンツを自動公衆送信することは通常ないし、また、リンクを設定しなければ違法コンテンツが自動公衆送信されることもない<sup>(16)</sup>。このような場合は、新たに「自動公衆送信し得る」ようにするものだから、リーチサイトにおけるリンクを設定する行為も送信可能化権の侵害と考えられる。

## 8. 行為主体の問題

ここまで、リンクを設定する際に用いられる URL は、技術的観点からはファイルログ事件中間判決におけるファイル情報並びに IP アドレス及びポート番号と同義であることを根拠に、リンクを設定する行為それ自体は法2条1項9号の5ロに該当し、さらに柱書要件を満たせば送信可能化行為に該当するとして議論を進めてきた。

一方、ファイルログ事件中間判決は、主体の問題に関して規範的利用主体論を適用しているという特殊事情もある上に、その後まねき TV 事件最高裁判決がなされ、送信可能化行為における主体の問題に関して判断が行われた。したがって、リンクを設定する行為の主体の問題は、まねき TV 事件最高裁判決の示すと無関係に議論することはできない。

### (1) まねき TV 事件最高裁判決の射程

まねき TV 事件最高裁判決<sup>(17)</sup>は、著作権法が送信可能化を規制の対象となる行為として規定した趣旨および目的を指摘した上で、以下を説く。

「自動公衆送信が、当該装置に入力される情報を受信者からの求めに応じ自動的に送信する機能を有する装置の使用を前提としていることに鑑みると、①その主体は、当該装置が受信者からの求めに応じ情報を自動的に送信することができる状態を作り出す行為を行う者と解するのが相当であり、②当該装置が公衆の用に供されている電気通信回線に接続しており、これに継続的に情報が入力されている場合には、当該装置に情報を入力する者が送信の主体であると解するのが相当である。」(下線は筆者)

この判旨は、主体に関する異なるレベルでの判断基準を述べており、下線①は一般的な基準であるが、下線②はより具体的な基準である。この2つの基準の間で、リンクを設定する行為の主体は、どのように判断されるべきなのかが問題となる。

まず、下線①の基準は、リンクを設定する行為の主体に関しても及ぶと考えるべきだろう。調査官解説には「当該自動送信装置が、インターネット等に接続されていれば、そこに情報が入ることによって、情報は送信され得るのであるし、当該自動公衆送信装置に既に情報が入れられていれば、同装置をインターネット等に接続することで情報は送信され得るのである。これらを包含するものとして行為の主体を示すとすれば、送信の主体は、自動公衆送信装置が情報を送信することができる状態を作り出す者をいうということになろう。」<sup>(18)</sup>とあり、下線①の基準が、イ型行為とロ型行為を包含するものだったことが解る。

このことは、単にリンクを設定する行為がロ型行為に該当するが故に下線①の基準を受けることに留まらない。既に指摘したように、リンクを設定する行為の場合、ロ型行為とは別にイ型行為も存在する。しかも、イ型行為とロ型行為が別の者によって行なわれる場合も多い。そして、いわゆる「直リンク」の問題の本質は、正当権利者のイ型行為が作出した「自動公衆送信し得る」状態をただ乗りするロ型行為にあった。下線①の基準がイ型行為とロ型行為を包含するものであることは、リンクを設定する行為(ロ型行為)が送信可能化行為である場合の主体の問題も、柱書要件が重要な役割を果たすことを意味する。

この点につき、リンクを設定する行為が送信可能化行為であるためには、ロ型行為に該当するだけでは不十分であり、柱書要件も満たさなければならないことを指摘してきたことは、下線①の基準と軌を一にする。

一方、下線②の基準は、リンクを設定する行為の主体に関しては適用できないと考えるべきだろう。調査官解説には「インターネット等に接続されている当該装置に情報が継続的に入力されている場合に限定されているのは、自動送信機能を持つ装置に情報が既に蓄積されていて、当該装置をインターネット等に接続するような場合には、その接続行為を送信の主体と捉えることが可能であると考えられるなど、当該装置が情報送信することができる状態を作り出す行為には、状況に応じて様々な態様が考えられるところ、本件の事案に即した場面設定を行って、接続行為に着目すべき場面を除くとの考慮が働いたためであると思われる。」<sup>(19)</sup>とされており、接続行為(ロ型行為)を除外する意図があったことが述べられているからである。

しかも、調査官解説の注16には、接続行為者を送信の主体と捉えることが可能である例として、前掲のファイルログ事件第1審中間判決を挙げている。つまり、リンクを設定する行為がファイルログ事件に類似の接続行為(ロ型行為)であるならば、下線②の基準を適用することはできないことになる。

ところで、前掲リツイート事件の判決は、まねき TV 事件最高裁判決が示した下線②の判断基準に従い送信の主体を定めているが、判断基準の適用場面の選択としては不適切だったのだろう。もっとも、これは、リンクを設定する行為が接続行為(ロ型行為)であることの主張がされていなかったからであり、仮にロ型行為である旨の主張がされていたなら、侵害成否の結論は同じであったとしても、まねき TV 事件最高裁判決との関係は異なるものになっていたのかもしれない。

### (2) インラインリンクの場合

上記のように、まねき TV 事件最高裁判決における下線②の判断基準は、リンクを設定する行為が送信可能化行為となる場合の主体の定め方に関しては適用することができない。しかしながら、インラインリンクの設定が問題となる場面では、送信可能化行為の主体も自ずと定まると考えられる。何故ならば、インラインリンクでは、ほとんどすべての処理が自動的に実行

されてしまうので、主体的関与者が限定されているからである（図8参照）。

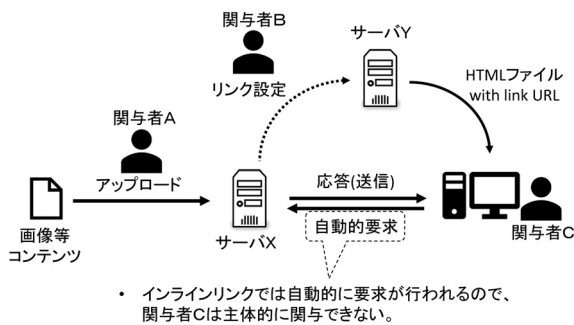


図8

関与者 A は、画像等コンテンツをサーバ X にアップロードする。関与者 B は、サーバ X にアップロードされた画像等コンテンツの URL を何らかの方法で知得し、サーバ Y に蔵置された HTML ファイルに当該 URL をターゲットにするインラインリンクを設定する。そして、関与者 C は、インラインリンクが設定された HTML ファイルで構成されたウェブサイトを開覧する。すると、サーバ X にアップロードされた画像等コンテンツは、サーバ Y を経由することなく、ウェブサイトの一部として自動的に表示されることになる。

ここで、関与者 C は、当該画像等コンテンツの送信に関して何ら主体的に関与していない。それどころか、関与者 C は当該画像等コンテンツがサーバ X とサーバ Y のどちらから送信されたかも気付かないことがほとんどであろう。したがって、この送信に関して主体的に関与している関与者 A と関与者 B の一方または両方が主体となる。

まねき TV 事件最高裁判決における下線①の判断基準に従えば、柱書要件を満たすようにする行為をした者が送信の主体となり、既に指摘したように、この柱書要件には2つの解釈が成立する。柱書要件を、全く自動公衆送信し得ない状態から「自動公衆送信し得るようにする」ことを要すると理解すれば、常に関与者 A のみが送信の主体となり、既に自動公衆送信し得る状態にあっても、これとは別に新たに「自動公衆送信し得るようにする」と評価できれば十分であると理解すれば、関与者 B も送信の主体となる余地も生じ得る。

そして、後者の柱書要件の理解に基づいて送信の主体も定めるべきであることは既に説明した通りであり、その重要な利点は、いわゆる「直リンク」や「リー

チサイト」が違法となる点である。

### (3) ハイパーリンクの場合

一方、ハイパーリンクの場合、主体的に関与する者が増えるので少し事情が複雑になる（図9参照）。

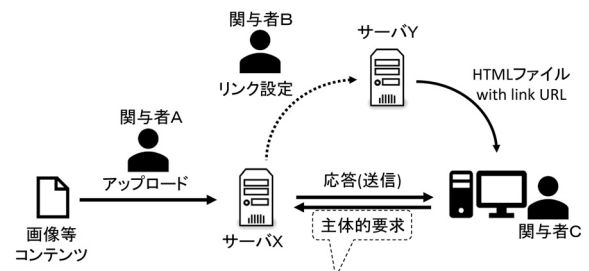


図9

ハイパーリンクの場合、関与者 C がリンクをクリックする等の主体的要求行為を行うことによって、サーバ X にアップロードされた画像等コンテンツの送信が開始されることになる。すると、サーバ X にアップロードされた画像等コンテンツは、サーバ Y を経由することなく関与者 C の端末へ送信される点はインラインリンクと同様であるが、一般には、サーバ Y に蔵置された HTML ファイルが構成するウェブサイトの一部としてではなく、当該画像等コンテンツのみ又は当該画像等コンテンツを含む別のウェブサイトが表示されることになる。

ここで問題となるのは、関与者 C がリンクをクリックする等の主体的行為を行っている点であり、このリンクをクリックする等の送信要求行為をもって、送信の主体とみることが可能であるかである。

この点に関しても、調査官解説は「当該送信要求行為は、自動公衆送信の定義において、受信者からの「求め」として規定されているのである（法2条1項9号の4）から、本来的に、「求め」を行う受信者について、その「求め」に相当する送信要求をすることのみで送信の主体として想定しているものでもないというべきだろう。」<sup>(20)</sup>と説明している。これに従えば、関与者 C がリンクをクリックする等の送信要求行為を主体的に行っているとしても、そのことのみで送信の主体とはならないことになる。

結局、関与者 A と関与者 B の一方または両方が主体となり、インラインリンクの場合と同様に考えればよいことになる。つまり、関与者 A が送信の主体となるのはもちろんであるが、関与者 B の行為が新たに「自動公衆送信し得るようにする」と評価できる場合



には、関与者 B も送信の主体とすればよい。

なお、積み残していた、送信要求行為の前提となる情報を提供する行為が同号口括弧書の「一連の行為のうち最後のもの」であるか否かの問題は、送信要求行為自体は「一連の行為」に含まれないのだから、送信要求行為の前提となる情報を提供する行為が同号口括弧書の「最後のもの」といえることなるだろう。

## 9. おわりに（まとめ）

一般に、リンクを設定する行為は送信可能化行為に該当しないと考えられているが、これは必ずしも正確な理解ではない。著作権法が定める送信可能化行為には、アップロードに代表されるイ型行為と、接続行為としてのロ型行為とがあり、従前の裁判例ではイ型行為の該当性のみが争われていた。しかしながら、リンクの仕組みを考えれば、リンクを設定する行為が送信可能化行為に該当するとすれば、接続行為としてのロ型行為であり、この点について従前の裁判例は、主張されていないから判断もしていないとみるのが正確なところだろう。

ところで、ロ型行為が認定された裁判例として、ファイルログ事件第 1 審中間判決がある。この事件は、いわゆるハイブリッド型 P2P のファイル共有サービスにおいて、規範的利用主体論を適用した事例として知られているが、むしろ着目すべきは、その前提として、送信者の行為がロ型の送信可能化行為であると認定されている点である。P2P を用いたファイル共有では、アップロード（イ型行為）を経由することなく、送信者から受信者へ直接ファイルが送信されるので、接続行為としてのロ型の送信可能化行為を認定しなければ、規範的利用主体論の前提としての著作権侵害行為が存在し得ない。

そして、主体の議論を別にして同号口の「接続」に着目すれば、ファイルログ事件において認定された接続に関する技術的事項は、リンクを設定する行為においても同様に妥当する。つまり、純粋に技術的観点からは、リンクを設定する行為も同号口に規定された「接続」に該当すると考えるのが自然だ。もっとも、リンクを設定する行為に関しては、ロ型行為とは別にイ型行為も行われ、しかも別の主体によって行われることもあるという点で、ファイルログ事件とは異なる。

一方、送信可能化行為における主体の問題に関して

は、まねき TV 事件最高裁判決が存在している。当該最高裁判決は、ファイルログ事件よりも後になされた判決であり、送信可能化行為の主体の定め方に判断が行われているのだから、リンクを設定する行為の技術的事項がファイルログ事件と同様であったとしても、その主体の認定はまねき TV 事件最高裁判決に従うべきものとなる。

ところが、まねき TV 事件最高裁判決は、リンクを設定する行為に関しては直接的には適用できない。調査官解説によれば、当該最高裁判決における具体的な判断基準を述べる判旨部分は、同号口に該当する場合を除外しているのであり、ロ型行為に該当するリンクを設定する行為に適用することはできない。

他方、一般的な判断基準を述べる判旨部分は、イ型行為とロ型行為の両方を包含するものであり、送信の主体は同号柱書要件を満たす状態を作り出す行為を行う者であると説明されている。リンクを設定する行為（ロ型行為）の違法性が問題となる場面は、別主体によってイ型行為が行われていることが多く、問題点は同号柱書要件に集約されているともいえる。

ここで、同号柱書要件の理解の仕方に関しては、(A)全く自動公衆送信し得ない状態から「自動公衆送信し得るようにする」ことを要するのか、(B)既に自動公衆送信し得る状態にあっても、これとは別に新たに「自動公衆送信し得るようにする」と評価できれば十分とするのかで 2 つの理解の仕方があり得る。従前の裁判例がアップロード行為（イ型行為）によって「自動公衆送信し得る」状態となったことのみに着目し、リンクを設定する行為（ロ型行為）の著作権侵害を否定してきたのは、見方によっては A 説を採用してきたともいえる。

しかしながら、A 説を採用することは実質的な消尽を認めてしまうことでもあり、適切ではないだろう。B 説を採用するならば、いわゆる「直リンク」や「リーチサイト」の問題においても、リンクを設定する行為（ロ型行為）の著作権侵害を肯定し得る余地も生まれる。また、B 説を採用しても、健全なリンクを設定する行為が著作権侵害にならないと解釈することも可能であると思われる。

〔追記〕本稿の脱稿後にリツイート事件の控訴審判決（知財高判平成 30 年 4 月 25 日・平成 28 年（ネ）第 10101 号）に接した。当該控訴審判決では、まねき

TV 事件最高裁判決とリツイート行為との関係が、本稿の立場に近いものへと修正されたと理解している。その他幾つかの点で本稿と類似点を有しているが、これらに関する考察は含めずに当初のまま公表することにした。

(注)

- (1) 少なくとも平成 18 年 2 月改訂版「電子商取引等に関する準則」以降の各改訂版に記載がある。
- (2) 細かい点だが、twitter のサーバ構成は、HTML ファイルは「twitter.com」から呼び出され、画像ファイルは「pbs.twimg.com」から呼び出されるように構成されている。
- (3) 東京証券取引所 TDnet に DeNA 社が開示（2017 年 3 月 13 日）。
- (4) 佐野信「インターネットと著作権」牧野利秋＝飯村敏明編『新裁判実務大系 22 著作権関係訴訟』（青林書院 2004 年）456 頁には、「リンク元の一部に表示されているリンク先のウェブサイトの画像のデータは、リンク先のウェブサイトのサーバーから直接送信されるのであるから、右各リンク（注：直リンクのこと）を張る行為は、複製権、自動公衆送信、送信可能化権を侵害するとはいえないと解される。」との記載がある。
- (5) 経済産業省「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」（平成 29 年 6 月改訂版）には、「サーフェスリンク、ディープリンク、イメージリンク、フレームリンク、インラインリンクの個別の態様でのリンクを張る行為自体においては、原則として著作権侵害の問題は生じないと考えるのが合理的である。」との記載がある。
- (6) 大阪地判平成 25 年 6 月 20 日（平成 23 年（ワ）第 15245 号）[ロケットニュース 24 事件]も同様に、「本件動画のデータは、本件ウェブサイトのサーバに保存されたわけではなく、本件ウェブサイトの閲覧者が、本件記事の上部にある動画再生ボタンをクリックした場合も、本件ウェブサイトのサーバを経ずに、「ニコニコ動画」のサーバから、直接閲覧者へ送信されたものといえる。すなわち、閲覧者の端末上では、リンク元である本件ウェブサイト上で本件動画を視聴できる状態に置かれていたとはいえ、本件動画のデータを端末に送信する主体はあくまで「ニコニコ動画」の管理者であり、被告がこれを送信していたわけではない。」とし、被告がリンクを貼った行為が送信可能化に該当しないと判断している。
- (7) 前掲ロケットニュース 24 事件も同旨。

- (8) 東京地判平 15 年 1 月 29 日 [中間]（平成 14 年（ワ）第 4237 号）、これと東京地決平 14 年 4 月 11 日 [仮処分]（平成 14 年（ヨ）第 22010 号）も同旨。
- (9) 加戸守行「著作権法逐条講義（六訂新版）」（著作権情報センター 2013 年）44 頁には、「送信可能化という行為は、これらのイ及びロという行為を行うことにより、自動公衆送信し得ない状態にあったものを自動公衆送信し得る状態にして初めてそのように評価されるということです。」との記載がある。
- (10) まねき TV 下級審でも、インターネット回線への接続が同号口の接続に該当する旨の主張がなされていたが、柱書要件「自動公衆送信し得る」ようにするものではないとの判断がされている。
- (11) 欧州の事件であり直接対比することはできないが、Svensson 事件判決（CJEU 13 February 2014, C-466/12）は、情報社会指令 3 条 1 項の「公衆伝達 (communication to the public)」の適用には「新たな公衆」に向けられていることが必要である (must also be directed at a new public) ことを示している。
- (12) これも欧州の事件であり直接対比することはできないが、GS Media 事件判決（CJEU 8 September 2016, C-160/15）は、違法にアップロードされた著作物に対しリンクを設定する行為について争われた。
- (13) アップロード者とリンク設定者の間の共同性まで認定した判決として、東京地判平成 26 年 1 月 17 日（平成 25 年（ワ）第 20542 号）がある。
- (14) 前掲 GS Media 事件判決でも、リンクを設定する行為の違法性の考慮事項として、リンクを設定する行為がなければ受信者は著作物を享受できなかったことを挙げている (in the absence of that intervention, its customers would not, in principle, be able to enjoy the broadcast work)。
- (15) インラインリンクを単に<img>タグのことでありとしてもその数は膨大であろうし、<img>タグのターゲットとなる画像サーバと HTML サーバとを分離するサーバ構成も広く行っている。しかも、複数の Web ページで<img>タグのターゲットを共通化して、画像サーバのリソースを節約することも一般的である。
- (16) 前掲 GS Media 事件判決参照。
- (17) 最三小判平成 23 年 1 月 18 日判決・民集 65 卷 1 号 121 頁。
- (17) 「最高裁判所判例解説 民事篇 平成 23 年度 上」（法曹会編 2014 年）51-52 頁
- (19) 前掲最判解説 52 頁。
- (20) 前掲最判解説 51 頁。

(原稿受領 2018. 3. 28)